

お知らせ 要援護者見守り支援事業に登録しませんか

問 社会福祉課社会福祉係 (内線3223)、各総合支所社会福祉係 (菅 内線106/栗 内線236/鷲 内線141)

要援護者見守り支援事業とは？

近隣住民、区長（自治会）、民生委員・児童委員、自主防災組織の方々などにご協力をいただき、「地域での見守り体制」をつくる取り組みです。

名簿に登録された方について、地域の皆さんが支援者となり、災害が発生した際に、安否確認や避難誘導のお手伝いをします。

また、平時においては、声かけなどを通じて、地域ぐるみの見守り支援を行います。

登録の対象になる方

①高齢者（65歳以上の方）

1人暮らし、高齢者のみの世帯、日中・夜間独居世帯、要介護3以上

②障がい者

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④・A、精神障害者手帳1級、障害支援区分3以上、難病患者

③状況によって手助けが必要となる方

妊産婦、乳幼児、児童、外国人

④その他援護を必要とする方

制度の流れ



お知らせ ～より良い健康福祉サービスのために～ 福祉オンブズパーソン制度のご案内

問合せ・申立先 社会福祉課社会福祉係 (内線3222)

福祉オンブズパーソン制度とは

福祉オンブズパーソンが、健康福祉サービス利用者等からの、市やサービス提供事業者に対する苦情申し立てを受け付けます。

調査により必要と判断したときは、市または事業者に対し意見表明や是正勧告・制度の改善について提言します。

これにより、サービス利用者の権利を守り、より良いサービスの提供を目指します。

申し立てのできる方

- 健康福祉サービスを利用している本人または利用申請したのにサービスが利用できなかった本人、本人の配偶者、三親等内の親族、本人の成年後見人または未成年後見人、本人と同居している方
- 日ごろ相談を受けている民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等

対象となる苦情

- 健康福祉サービスを受けている個人が被害を被った事項、あるいはサービス受給の権利が侵害された事項で、個人を対象としたもの
- ※判決等により確定しているものや、裁判等で係争中のもの、施設建設などの要望、苦情の原因となる事実のあった日の翌日から起算して1年を経過したものなどは対象となりません。

申し立て方法

「苦情申立書（社会福祉課社会福祉係、各総合支所各社会福祉係で配布）」に必要事項を記入し、社会福祉課社会福祉係に提出してください。後日、福祉オンブズパーソンがお話を伺います。

平成30年度申し立て状況

申し立ては、ありませんでした。